注目情報

令和元年分 市・県民税の申告と所得税の確定申告

受付期間は2月17日(月)から3月16日(月)まで　問 税務課市民税係（内線161・162・166）

所得の申告は、市・県民税の課税に使用するだけでなく、国民健康保険料や介護保険料などの算定にも用いられます。申告が必要な方は必要書類などを確認の上、早めの申告をお願いします。

多治見税務署での申告（多治見市白山町１丁目209番地）

受付日時　２月17日(月)～３月16日(月)（土・日・祝日を除く）
午前９時～午後５時**(午後４時受付終了)**　会場の混雑の状況により、受け付けを早めに終了する場合があります。

※税務署駐車場は大変混雑します。駅北立体駐車場（申告期間中は120分間無料）を利用ください。

土岐市内での申告

受付時間　午前９時～午後４時

※午前中は混雑が予想されます。ゆとりをもってお出掛けください。
混雑の状況により早めに受け付けを終了する場合があります。

◎は混雑予測日

期日	2月													3月											
	◎5(水)	◎6(木)	7(金)	◎17(月)	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	25(火)	26(水)	27(木)	28(金)		2(月)	3(火)	4(水)	5(木)	◎6(金)	9(月)	10(火)	11(水)	12(木)	13(金)	16(月)	
場所	文化プラザルナホール			文化プラザルナホール					駄知公民館			ウエルフェア土岐				鶴里公民館	曽木公民館	文化プラザルナホール							

年金または還付の方のみ

具体的には…
▷公的年金のみ受給している方
▷医療費控除や年末調整で控除漏れのあった方、中途退職した方などの還付申告をする方
※２月17日(月)以降でも申告できます。

重要なお知らせ

新庁舎完成に伴い、今年から申告会場がセラトピア土岐から文化プラザルナホールになります。

申告できる会場は？

市県民税のみの申告

NO → 次のいずれかに1つでも当てはまりますか？
▷事業所得や不動産所得があり、収支内訳書を作成していない。
▷青色申告をする。
▷損失申告、または譲渡所得(土地、建物、株式の売買)がある。
▷所得税の住宅関連の控除を初めて申告する。
▷特定口座の株式配当、先物取引がある。
▷消費税、贈与税の申告をする。

YES → **多治見税務署**

NO → **市内の申告会場**

どちらも可

YES → **市内の申告会場**

※期間中は市税務課窓口での申告の受け付けはできません。
※税務署の受付印がほしい方は多治見税務署で申告してください。

注目情報

申告が必要な方

市・県民税

令和２年１月１日現在市内在住で、下記に該当しない方

▷令和元年分の所得税を確定申告する方
▷前年中の所得が給与のみ、または公的年金のみの方（ただし、所得が給与のみでも、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方や医療費控除などの各種控除を受ける方は、申告が必要な場合があります）

所得税

▷その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える方
▷１カ所から給与を受け、その他の所得の合計額が20万円を超える方
▷２カ所以上から給与を受け、年末調整されなかった分の給与収入と、給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える方
▷給与収入が2,000万円を超える方
▷医療費控除など各種控除を申告する方
▷所得税の還付を受けようとする方
▷公的年金等の収入金額が400万円以上ある方、または400万円以下で、それ以外の所得が20万円を超える方

不明な点は、多治見税務署へ問い合わせください。

必要なもの

区分	対象	必要なもの
共通	申告をする全ての方	▷朱肉を使う印鑑 ▷申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カード ▷身元確認書類（マイナンバーカードがあれば不要） ▷「確定申告のお知らせ」はがき、または封書（税務署から届いた方のみ）※1
収入関係	事業所得・不動産所得・農業所得のある方	作成済みの収支内訳書
	給与、年金のある方	源泉徴収票（複数ある場合は全て）※2
	報酬、上場株式などに係る配当所得のある方	支払調書、支払通知書（支払額、源泉額が分かるもの）
控除関係	下記の保険料などを支払っている方 ▷国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料（支払証明書を１月下旬頃送付予定） ▷国民年金保険料、国民年金基金掛金	社会保険料の支払証明書
	生命保険料を支払っている方	生命保険料の支払証明書
	地震保険料を支払っている方	地震保険料の支払証明書
	障害者控除を受ける方	障害者手帳・療育手帳または 障害者控除対象者認定書 ※3　など
	医療費控除を受ける方	(6ページ参照)
	セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を受ける方	
	住宅借入金等特別控除を受ける方（２年目以降） （１年目は税務署でのみの受け付け可）	▷（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書 ▷住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
	寄附金控除を受ける方	寄附先から交付された領収書など
その他	所得税の還付のある方	預・貯金通帳（本人名義）などの口座番号の分かるもの
	扶養控除を適用する方	被扶養者のマイナンバーが分かるもの

※１令和元年分から、申告に利用者識別番号が必要となりました。税務署からはがきまたは封書が届いた方は、必ずお持ちください（7ページ参照）。
※２老齢年金を受けている方で、2月になっても日本年金機構から源泉徴収票が届かないときは、「ねんきんダイヤル」（☎0570-05-1165）へ問い合わせください。源泉徴収票の再発行は、それぞれの発行元（年金事務所や勤務先など）に申し出てください。
※３令和元年12月31日現在、要介護認定を受けている方に高齢介護課で発行します。
※詳しくは国税庁ホームページなどをご覧ください。

医療費控除の申告

１年間に支払った医療費から保険金などで補塡される金額を差し引いた額が次の①または②となる場合、控除の対象になります。
①総所得が200万円以上の方で、医療費が10万円を超える場合
②総所得が200万円未満の方で、医療費が総所得の５％を超える場合

控除される金額	＝	支払った医療費	－	保険金などで補塡される金額	－	10万円または総所得の５％のいずれか少ない金額

申告をする方は、医療費の領収書や、保険金・高額医療制度などで補塡される金額の分かるものを基に、**「医療費控除の明細書」を作成してお持ちください。**領収書は自宅で5年間保存してください。なお令和元年分までの控除申告は従来通り、医療費の領収書の添付または提示により可能(ただし合計額の計算は必要)ですが、来年の申告（令和２年分）からは「医療費控除の明細書」の添付が必須となります。

記載例

国税太郎さんの例　（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療

2/18	■■病院	診　療	6,000円 ①
	通院費（JR、○○バス）		往復780円 ②
5/28	■■病院	診　療	3,400円 ①
	通院費（JR、○○バス）		往復780円 ②

国税花子さんが受けた医療

9/13	▲▲薬局	医薬品	700円 ③

・医療を受けた人・病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します。

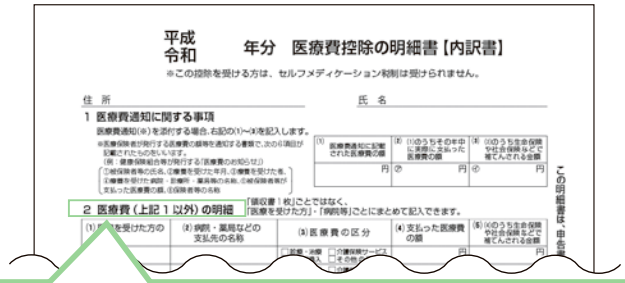
平成 令和　年分　医療費控除の明細書【内訳書】
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。
住所　氏名
1 医療費通知に関する事項
2 医療費（上記1以外）の明細

2　医療費（上記１以外）の明細の書き方

	(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額
①	国税 太郎	■■病院	☑診療・治療□介護保障サービス□医薬品購入□その他の医療費	9,400円
②	同　上	JR、○○バス	□診療・治療□介護保障サービス□医薬品購入☑その他の医療費	1,560円
③	国税 花子	▲▲薬局	□診療・治療□介護保障サービス☑医薬品購入□その他の医療費	700円

※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」がある場合、明細書の記載を省略することができます。ただし、被保険者等の氏名、療養を受けた年月、療養を受けた者、療養を受けた病院・診療所薬局等の名称、被保険者等が支払った医療費の額、保険者などの名称の全てが記載されているものに限ります。また、支払った医療費の合計額は領収書を元に計算してください。

おむつ代の医療費控除には次の書類が必要です
▷初めて控除を受ける人…おむつの領収書、医師が証明する「おむつ使用証明書」
▷２回目以降で要介護認定を受けている一定の方…おむつの領収書、市高齢介護課が発行する「おむつ使用の確認書」

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の申告

健康の維持増進および疾病の予防への取り組みを行う申告者本人が、自己または生計を一にする配偶者その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品（医師によって処方される医薬品ではなく、ドラッグストアなどで購入できる医薬品）購入費を支払った場合において、その年中に支払った購入費の合計額（保険金などで補塡される部分を除く）から１万２千円を差し引いた額（最高８万８千円）が所得控除となります。**ただしこの特例を受ける場合、通常の医療費控除は受けられません。**

申告に必要なもの　▷一定の取り組みを行ったと分かる領収書または結果通知書
▷スイッチOTC医薬品を購入した領収書または作成した明細書

注目情報

その他の注意事項

●利用者識別番号の取得

今年から確定申告の受け付け前に利用者識別番号の有無を確認し、利用者識別番号の無い方は取得後（操作は職員が行います）に受け付けをすることになりました。

税務署から「確定申告のお知らせ」はがきや封書が届いた方や、過去に利用者識別番号を取得し「利用者識別番号等の通知」などをお持ちの方は、はがきや通知に利用者識別番号が記載されていますので必ずお持ちください。

過去に利用者識別番号を取得している方で、申告会場において把握できない（はがき等を忘れた）場合は、新たに取得することになります（その場合、過去に取得した利用者識別番号は使用できなくなり、過去に取得した利用者識別番号で送信した申告書等のデータは閲覧できなくなりますので注意ください）。

「確定申告のお知らせ」はがきの例

「確定申告のお知らせ」封書の例

●マイナンバーの確認

確定申告の手続きには、マイナンバーの記載と下記の本人確認書類が必要です。また、扶養控除を適用する場合、扶養する方(被扶養者)のマイナンバーが分かるものをお持ちください。

マイナンバーカードをお持ちの方…マイナンバーカードのみで番号確認と身元確認の両方が可能です。また、自宅などからe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出が不要です。

マイナンバーカードをお持ちでない方…番号確認書類(▷通知カード ▷マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書　のうちいずれか１つ)と身元確認書類(▷運転免許証 ▷保険証 ▷パスポート ▷身体障害者手帳 ▷在留カード　などのうちいずれか１つ)の両方をお持ちください。

●年金所得者でも申告が必要な場合

所得税の申告が不要であっても、年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)を受ける場合は、市・県民税申告書を提出してください。市・県民税申告書を提出しないと、年金の源泉徴収票に記載された控除しか受けられなくなるため、市・県民税や介護保険料が高額になることがあります。

●配当所得等の申告

上場株式等の配当所得及び譲渡所得(源泉徴収あり)等について所得税と異なる課税方式を選択する方は、市・県民税の納税通知書が届くまでに、確定申告書とは別に市・県民税の申告書を提出してください。

なお、市・県民税の納税通知書が届いた後に申告しても、配当割額控除および株式等譲渡所得割控除の適用や損益通算および損失繰越はできませんので注意ください。

●“ふるさと納税ワンストップ特例制度”を利用しても、寄付金の申告が必要な場合

下記に該当するときには特例が無効となり、自身での確定申告または市・県民税申告が必要となります。

▷確定申告書または市・県民税申告書の提出を要する者となったとき
▷ふるさと納税先の自治体が５団体を超えたとき
▷特例申請書に記載した氏名や住所に変更があったとき(変更届出書未提出の場合)